令和5年9月号





・ 庄司茂事務所便り



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地マサミビル 3F 姫路事務所

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: http://www.roumpro.com メール: info@sssr. ip

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所





LINE、Instagram 登録はこちらから▲

く代表 庄司 茂 より一言>



特定非営利活動法人 YUVEC の調査「シニア雇用ならびにシニアの働き方に関するアン ケート」は、シニア自身、同僚となる若手、経営者等調査対象それぞれの感じ方が同時にわ かる調査となっています。初回となる 2020 年度調査では、下記のような傾向(いずれも 複数回答)が明らかになりました。経営者が問題だと思うシニアの資質は、①自分のやり方、 経験に拘る(66.7%)、② | Tに弱い(37.0%)、③新しいことを憶えてくれない(29.6%)、 ④自分の経験を自慢する(22.2%)となっており、シニアが感じている一般的なシニアの 問題点は、①フルタイム勤務を嫌がる(49.7%)、②IT に弱い(39.9%)、③自分のやり方・ 経験に拘る (39.9%)、④新しいことを憶えない (17.5%)。 この傾向は3回目となる 2022 年度調査でもおおむね同様で、経営者はシニアが考えるほどフルタイムで働かないことを嫌 ってはおらず、むしろ自分のやり方や経験に拘ることを嫌っている点、シニア自身の感じ方

とは著しい乖離があります。一方、若手・中堅層が望むシニア像としては次のような回答が上位に来ています(4位 は同率)。①人柄がよい、②技術、経験、業界(商品)知識、人脈等会社に役立つ何かを持っている、③自ら手を動 かす、④過去の事例に詳しく、自分の仕事の役に立つ、④若手とうまくコミュニケーションができる。人手不足感が ますます強まる中、シニア雇用のメリットを活かした職場づくりの参考としたいところです。

最低賃金額 全国平均で初の1,000円超え

◆目安はAランク41円、Bランク40円、Cランク39円

7月28日、中央最低賃金審議会で令和5年度の地域別 最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、Aラン ク41円、Bランク40円、Cランク39円に決定しました。 引上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給 1,002円と、初めて1,000円を超えました。

これを受けて全国の地方最低賃金審議会で議論が始ま り、8月7日には大阪府では41円引き上げて1,064円、 兵庫県でも41円引き上げて1,001円と報じられていま す。10月1日から適用となれば20年連続の引き上げ となります。兵庫労働局が行った調査によると、県内の 中小零細企業では労働者の約28%が賃上げ対象になる と推定されています。

◆厚生労働大臣が中小企業・小規模事業者に対する支援 策に言及

中央最低賃金審議会の答申において要望のあった、業 務改善助成金の対象事業場拡大等について、加藤厚生労 働大臣は8月8日の記者会見において、できるだけ早期 に行うよう検討を進め、検討内容を踏まえて後日発表し たいと表明しています。

令和4年度労基署の監督指導結果&指導事例

◆監督指導結果のポイント

- (1) 対象期間:令和4年4月~令和5年3月
- (2) 対象事業場:33,218件
- (3) 主な違反内容((2)のうち、法令違反があり是正勧告 書が出された事例):
- 1 違法な時間外労働があった: 14,147事業場(42.6%) 2賃金不払残業があった:3,006事業場(9.0%)
- 3過重労働による健康障害防止措置が未実施:8,852事 業場(26.6%)

◆指導事例のポイント

違反内容で4割超の違法な時間外労働が行われていた として、労基署が行った主な指導事例を紹介します。

- ◎長時間の違法な時間外・休日労働を行わせたこと
 - ○36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行 わせたことについて是正勧告
 - 労基法に定められた上限時間を超えて時間外・休日 労働を行わせたことについて是正勧告
 - 〇時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内と するための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◎時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた 労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかっ たこと

〇時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え た労働者に対し、かかる時間外・休日労働時間に関す る情報を通知していなかったことについて是正勧告

◎休日労働に対する割増賃金を支払っていないこと

〇休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っ ていないことについて是正勧告



◎衛生委員会での調査審議等がされていなかったこと

〇衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告〇1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導

◎深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していなかったこと

〇深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告

男性の育休取得率の増加と企業の育児休業支援

◆改正育児・介護休業法と男性育休

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から「産後パパ育休」(出生時育児休業)や「育児休業の分割取得」が施行されています。本改正は男女とも仕事と育児を両立できるよう設けられたもので、特になかなか進んでいなかった男性の育児休業の取得については、その対応が求められているところです。

◆男性の育休取得者の割合は約17%

厚生労働省が公表した「令和4年度雇用均等基本調査」によれば、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は17.13%となっています。

この数値は上記改正施行前の状況によるものですが、 前回調査(令和3年度:13.97%)より約3ポイントの 上昇、過去最高となっています。同調査の10年前の数値 が2%程度だったことを考えると、近年、急上昇してい るといえます。

◆求められる育休支援の取組み

政府は6月に策定された「こども未来戦略方針」で、 政府目標が大幅に引き上げられ、令和7年までに男性育休 取得率を公務員は85%、民間は令和7年までに50%、令 和12年には85%へ引き上げる方針を示しました。同方 針では、その他、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」 を取得した場合の給付率の引上げや、育児休業を支える 体制整備を行う中小企業に対する助成措置の拡充なども 挙げられています。

12月よりアルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されます

◆12月1日から義務化決定

令和4年4月施行の道路交通法の改正により、「白ナンバー」車(自家用車)を5台以上、または定員11人以上の車を1台以上保有している事業者は、運転の前後に目視による酒気帯びの確認とその記録の1年間の保管が義務付けられています。12月1日からは、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されることが決定しました。当初は令和4年10月の施行を予定していましたが、世界的な半導体不足の影響でアルコール検知器の供給が間に合わないとして延期となっていました。その後、アルコール検知器の生産・供給が可能な状況となり、施行日が決定しました。従業員が酒気帯び運転や飲酒運転で事故を起こした場合、使用者に刑事罰が科される場合があります。滞りなくアルコールチェックが実施できるように体制を整えておきましょう。

■YouTube チャンネルからのお知らせ

公開動画:令和5年度の『働き方改革推進支援助成金』 働き方改革推進支援助成金は取組に応じて複数のコースがあります。各コースの概要と手続きの流れについて説明しておりますので、ぜひ動画をご覧ください。





<事務所からのお知らせ>

■助成金ミニセミナー

場所:弊社 神戸事務所

9月は助成金ミニセミナーを実施いたします。 助成金は種類が多く要件も細かいため、どの助成金を利用できるか判断が難しいです。そこで助成金に詳しい社会保険労務士が活用しやすい助成金についてわかりやすく解説いたします。内容については各回同じです。

日時:9月20日(水)10:00~11:30

 $13:00 \sim 14:30$ $15:30 \sim 17:00$

神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F